

最高裁秘書第5535号

令和元年11月22日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年11月15日に答申（令和元年度（最情）答申第60号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第16号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年6月20日（令和元年度（最情）諮詢第16号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（最情）答申第60号）

件名：司法修習生の罷免理由を公にすると司法修習生の罷免に係る事務に支障が生じるおそれがあると最高裁判所が考えている根拠が分かる文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答申書

第1 委員会の結論

「裁判官の分限事件手続規則9条に基づき、分限事件の裁判の全文を官報に掲載して公示することで裁判官の罷免理由を公にしているにもかかわらず、司法修習生の罷免理由を公にすると、司法修習生の罷免に係る事務に支障が生じるおそれがあると最高裁判所が考えている根拠が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「情報公開・個人情報保護審査委員会作成の答申書（平成30年度（最情）答申第32号）」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年5月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書に該当する文書として、裁判官の分限事件手続規則9条に基づき、分限事件の裁判の全文を官報に掲載して公示することで裁判官の罷免理由を公にしていることをも踏まえた司法行政文書が別途存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書は、罷免された司法修習生の氏名、修習期、罷免理由等を不開示とした最高裁判所の判断に対する苦情申出に関する答申書であり、本件開示文書の第4の2に、司法修習生の罷免理由を公にすると、司法修習生の罷免に係る事務に支障が生じるおそれがあると最高裁判所が考えている根拠が分かる記載がある。また、本件開示文書以外に本件開示申出文書を保有する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年6月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示文書は、最高裁判所裁判官会議議事録の一部開示の判断に対する苦情の申出に関する答申書であり、同答申書の第4の2には、最高裁判所事務総長の説明の要旨として、罷免された司法修習生の氏名、修習期及び罷免理由を不開示とした理由について、「司法修習生の罷免に関する事項は、司法修習生の人事事務に関する担当者等の一部の関係職員以外には知られることのない秘密性の高い情報であり、これらのうち、特に罷免理由を公にすると、どのような事案で罷免されるのかといった内容が明らかとなり、今後、同種事案において、事実確認等に係る事務に支障が生じる可能性があるため、同条6号ニに規定する不開示情報に相当する」旨の記載があることが認められる。このような記載内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書に該当する文書として、本件開示文書を特定したことは妥当である。

これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として、裁判官の分限事件手続規則9条に基づき裁判官の罷免理由を公にしていることをも

踏まえた司法行政文書が別途存在すると思われる旨主張する。しかし、裁判官と司法修習生とでは、憲法及び法律上、その任免、身分等について異なる規律が設けられており、司法修習生の罷免に関しては上記規則9条に相当するような法令上の規定はないことを踏まえて検討すれば、本件開示文書以外に本件開示申出文書を保有する必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人の上記主張は、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠を示しておらず、採用できない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人